

1. 国の制度としては対応可能である事項

1-1. 複数の研究予算を合算した研究員の雇用

令和 2 年 12 月 25 日 作成

Q3. これまでに、研究員または技術員を採用した際（あるいは採用しようとした際）に、問題になった事項（解決はしたが、想定以上に煩雑な手続きであったり、時間を要した事項等を含む。以下同じ。）はありますか。

課題等の概要	課題対応等の概要	課題対応等の詳細
<ul style="list-style-type: none"> ● 複数の研究予算を合算して研究員等の確保ができないか。 	<p>国の制度的に可能</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 複数の研究予算を合算した研究員等の雇用は、各競争的研究費制度において、従事時間やエフォート等に応じた適切な按分計上をすることにより可能です。 ● また、内閣府の「規制改革・行政改革ホットライン（縦割り 110 番）」に寄せられた「競争的研究費の直接経費から人件費が支出されており、その直接経費から支出される人件費が不足した場合に、直接経費に運営費交付金を合算することができない」という意見に対し、「このような場合の合算使用は、現行の各競争的研究費制度で既に可能となっております」と回答されています。 （詳細は「競争的研究費と大学などの運営費交付金の合算使用について（規制改革・行政改革ホットライン（縦割り 110 番）」関連でのお知らせ）（※1）を参照） <p>※1 https://www.e-rad.go.jp/erad/portal/news/haibunDit/index/O20201208000028510/</p>